**≪視覚障がい ３級～６級の方≫**

**令和７年４月から**

**タクシー利用券を交付します！**

これまでの支給対象者

視覚障がいをお持ちの　１～２級の方



**対象を拡充！**

**これからの支給対象者**

視覚障がいをお持ちの　**１～６級の方**

**（３～６級の方が新たに支給の対象となります）**

**≪タクシー券の申請方法≫**

◆甲府市役所障がい福祉課（本庁舎２階）で受付します。

◆持ち物･･･身体障害者手帳

◆１か月につき２枚（年間最大２４枚）交付します。

　 年度中に使い切った場合、申請により１０月以降に月２枚（最大１２枚）

追加交付します。

※ご注意※

◆タクシー券と自動車税の減免、軽自動車税の減免はいずれかの選択となります。

**≪タクシー券の利用方法≫**

◆１回の乗車につき、１枚使用できます。

◆タクシー券による助成は、１枚につき７４０円以内です。

※７４０円を超えた分は、降車時に直接お支払いください。

７４０円以下でご利用の場合、差額分は返金できませんのでご注意ください。

≪問い合わせ先≫

障がい福祉課　医療支援係　℡　237-5642